

## 2000年代の米国歴史教科書に表現される多文化社会の根拠 —「国家安全保障」と「市民的自由」に関する記述を事例として—

岡本智周\*

### 1. 本稿の主題

本稿は、アメリカ合衆国で2001年以降に刊行された10点の歴史教科書を取り上げ、そこに表現される多文化社会の根拠を理解しようとするものである。具体的には次の2つのポイントを分析の焦点とする。第1には、2001年の同時多発テロ以降の愛国者法制定から国土安全保障省設立までを説明する記述の中で、国家安全保障(national security)と市民的自由(civil liberties)の関連がどのように描かれているか。第2には、第二次世界大戦中の日系アメリカ人の処遇を説明する記述の中で、国家安全保障のために市民的自由が侵害された事例がどのように描かれているか。とくに後者に関しては、2000年代版の10点の教科書を、同時多発テロ以前に刊行されたそれぞれの旧版と比較し、2001年9月11日を挟んだ前後での記述の変化を検討する。

### 2. 問題の所在

公民権運動が一応の成果を出し、移民法の改定によって社会構成員の背景がさらに多様化するようになった1960年代以降、アメリカは基本的に価値多元化社会としての成熟を経験してきた。しかし社会で流通する価値の複数化は、それを許容する社会的寛容さの根拠を問い直させるものでもある。1980年代以降に顕著になったのは、多文化共生を可能にするのはアメリカという国家の力であるのか、それともより普遍的な市民社会的理念の力であるのかという、異なる考え方のせめぎあいであった。

そのようなせめぎあいの焦点の1つとなってきたのが、第二次世界大戦中の日系アメリカ人の強制収容とその補償の問題である。1942年から46年にかけて北米西海岸ではおよそ12万人の在米日本人/日系アメリカ人が収容所に送られたが、戦後もしばらくの間はそれが「軍事上の必要性」の名のもとに正当化され、被害者が個々に異議を申し立てた訴訟でも首尾よい結果は得られなかった。

その後、1960年代から70年代の一連の社会変革の中で、この問題を「市民的自由の侵害」とする認識枠組みが社会的に浸透し始める。その成果として1988年に制定された市民自由法(Civil Liberties Act; Public Law 100-383)は、収容の理由として「軍事上の必要性」を掲げることと否定し、強制収容を経験した全ての日系人が補償金と大統領からの謝罪の手紙を得ることとなった(Maki et al. 1999)。この法律は10年間の時限立法ではあったが、そのもとには市民的自由公教育基金が設置され、日系人の経験を広く公衆に伝達することが課された。さらに「市民的自由の侵害」に対して補償するというこの法律の理念は、1990年代に亘って補償対象資格の拡大傾向を生じさせることにもなった(岡本 2003)。ここでは多元的な要素を含む社会を支える理念として、市民的自由が国家安全保障以上に重視されることになったのである。

しかしながらこの問題は2001年の同時多発テロ以降に、ムスリムおよびアラブ系アメリカ人への社会的圧力をどのように考えるべきかという問題として、再燃することになった。特定の集団にカテゴライズされる人びとを「敵」に似た人びととして把握し種々のヘイトクライム

\* 筑波大学大学院人間総合科学研究科